

有限会社Be-ハウス・アクト（以下「甲」という）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という）とは、レンタル収納スペース「Be-SPACE」一時利用（以下「利用」という）に関し、次の通り契約を締結する。

### 第1条（所在地および指定区間等）

乙は次の収納スペースを物品の収納場所として、この契約に定める条件で利用する。  
名称：レンタル収納スペース「Be-SPACE」（ビー・スペース）  
所在地：茨城県守谷市けやき台1丁目3番5  
ルーム番号： \_\_\_\_\_番（ \_\_\_\_\_ 畳タイプ）

### 第2条（利用目的）

- 乙は収納スペースを物品の収納場所としてのみ利用し、その他の目的には使用しない。
- 物品を収納する場所を提供するもので、収納品の管理・収納スペースを施錠する等の盗難防止策は乙の責任で行い甲は責任を負わない。

### 第3条（契約期間）

- 契約期間は、平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より、平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日までとする。
- 契約期間は最長半年とし、半年以上契約する場合は半年後に再契約が必要になります。

### 第4条（利用料・保証料）

- 収納スペースの利用料は、 \_\_\_\_\_ヶ月利用・金 \_\_\_\_\_円（消費税込み）とする。
- 保証料は \_\_\_\_\_畳タイプ金 \_\_\_\_\_円（消費税込み）とする。
- 毎月末日を締切日とするため、月途中で契約した場合でも契約月分の利用料が発生します。
- 保証料は契約終了時に乙に返還するが、契約満了後残存品があった場合、甲は保証料をその処分費用に充当し甲は乙に対して保証料を返還しないこととする。また残存品の処分にあたり、甲は乙の事前承諾を必要としないこととする。

### 第5条（損害・盗難保険料）

- 乙は損害・盗難保険に任意加入できる。保険料は1ヶ月700円で契約時に半年一括払いとすし、甲に支払った保険料は返還しないこととする。
- 損害・盗難賠償金は20,000円～100,000円までとし、20,000円未満の損害・盗難については対象外とする。
- 損害発生後、乙が警察に届け出を行った場合のみ甲は損害・盗難賠償金の支払いを行う。

### 第6条（支払い方法）

- 乙が甲に対して支払う保証料および利用料は、銀行振込みとする。銀行振込み手数料は乙の負担とする。
- 利用料、保証料、損害・盗難保険料（任意）一括前払いとし、分割払いは不可とする。
- 振込先：常陽銀行 牛久東支店 普通口座 1352246 有限会社Be-ハウス・アクト
- 現金払いは一切受け付けないものとする。

### 第7条（期間内解約）

- 本契約を期間内に解約する場合、乙は解約日の1ヶ月前までに解約する旨の通知を行う。

- 甲がレンタル業を廃止した場合、甲は乙に廃止日を通知の上、契約解除するものとする。尚、乙の契約期間が満了でない場合については、甲は事前に支払っている廃止日以降の利用料・保証料を乙に返還する。

### 第8条（違約等による契約の解除）

乙が次の各号の1つに該当すると甲が認めた場合は、甲は乙に対して何等かの通知勧告をせずに、直ちに本契約を解除することができる。

- 第4条の利用料支払いを怠った場合。
- この契約条項に違反した場合。
- 天災・地変・火災等により、収納スペースの利用に支障が生じた場合。
- その他、利用規約に違反すること、本契約を継続し難い事由があると甲が認めた場合。

### 第9条（契約終了後の措置）

- 本契約が期間満了、期間内解除または前条の解約により終了した場合には、乙は収納スペースを原状に回復して、空きスペースの状態にして明け渡しものとする。
- 乙が前項の原状回復をしない場合には、甲は乙が収納スペース内の物品の所有権を放棄したものとみなし、保証料を充当して物品を処分することができるものとする。
- 乙が受け渡しを遅延した場合には、乙は甲に対し明け渡し日より明け渡し完了まで第4条の利用料の倍額の違約金を支払うものとする。

### 第10条（特記事項）

甲と建築請負契約を締結した乙に限り、建物引渡しまで無料賃貸とする。

契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、当事者それぞれが記名捺印の上、甲・乙が各1通を保有する。

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

甲 茨城県守谷市けやき台1丁目3番5  
有限会社Be-ハウス・アクト  
取締役 飯田 高 印

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 印